

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

大石美奈子

今冬の電力の需給ひっ迫の原因追究、ならびに、今後の予防につきまして、事務局の皆さまには、詳細に検討いただきましたことに感謝申し上げます。

1. 今後の構造的課題への対応策については全面的に賛成いたします。

需給の予見性について、これまで予備率を kw のみで見いていたことは、委員として参加していながらその認識不足を私自身反省しております。加えて燃料在庫状況など、適切な情報が提供されなかったこと、市場が未成熟であったことが大きな要因であったと推察しておりまして、今後の構造的課題の解決策として、a) 旧一電の公平な卸売りの実効性確保 b) 適切な情報公開のためのガイドライン制定 c) リスクヘッジ市場の利用などによる小売事業者のリスクマネジメント、d) 再エネ拡大に向けた更なる市場の活性化、があげられており期待するところです。今後、さらにリスクに強い臨機応変な対応が可能となることに期待します。

加えて需要側として事業者も消費者も、D R などに積極的に関わるために、もっと需要側にも事前、事後の適切な情報提供が必要であったこと、今後の課題として上げさせていただきます。

2. 余剰インバランスの還元方法については、熟慮をお願いいたします。

余剰インバランスの還元方法については継続審議となっており、これに賛成いたしますが、余剰インバランス

料金は、高額インバランス料金を支払った電気事業者に返還するべきと考えます。今冬の状況は、スポット市場の未成熟さ、何より事業者ならびに需要家への情報公開が十分でなかったことが原因と考えますと、新電力にとっても、また新電力を選んだ消費者にとっても今回の事案は災害に等しいと言えます。

インバランス料金の還元方法の一つの案として出されている「託送料金に薄く広く還元する」ことが提案されています。一見、公平なように見えますが、高額なインバランスを支払わなければいけない事業者がある一方、高額なインバランス料金を負担する必要のなかった事業者は、これを値引きの原資とすることもできることから、かえって公平性を欠き、市場の競争をゆがめることになることを心配します。

3. 電力自由化の流れを今回の件で逆流させない取り組みが必要です

1) 令和3年4月の物価モニター調査結果（消費者庁）から

消費者庁では、約2000名の物価モニターを対象に、毎月、価格調査を行っており、令和3年4月の物価モニター調査結果の速報を4月21日に出しております。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/assets/price_measures_210421_0004.pdf

【価格調査結果 省略】

【意識調査結果】

①省略

②2016 年 4 月の電力の小売全面自由化以降、家庭の電気の契約を変更したか聞いたところ、「変更していない」と回答したモニターの割合が 65.7%と最も高く、「電力会社を変更した（大手 10 者→新電力）」が 22.3%、「契約プランのみを変更した（同じ事業者）」が 7.8%と続いた。

③ 家庭の電気の契約を変更したきっかけを聞いたところ、「今よりも安い料金プランが出たこと」と回答したモニターの割合が 42.1%と最も高く、「ガスを販売している会社が電気とのセット割を始めたこと」が 27.4%、「今の電気料金が高いと感じたこと」が 24.5%と続いた。

④家庭の電気の契約を変更していない理由を聞いたところ、「変更することに不安を感じる」と回答したモニターの割合が 24.7%と最も高く、「比較検討・切り替える程のメリットがなさそう」が 24.2%、「検討したが最適なプランやメリットがなかった」が 21.5%と続いた。

⑤今後、電気の契約を変更しやすくするためにどうしたらよいと思うか聞いたところ、「シンプルでわかりやすい料金メニュー・サービスの提」と回答したモニターの割合が 66.4%と最も高く、「それぞれのライフスタイル等に合った料金メニュー・サービス内容の充実」が 42.0%、「料金メニュー・サービス内容の比較を容易にするための情報提供の充実」が 41.1%と続いた。

<調査結果の概要(消費者庁)>

約 1 年前の令和 2 年 3 月の物価モニター調査では、スイッチしない理由として、1 位「比較検討・切り替える程のメリットがなさそう 24.2%」、2 位「検討したが最適なプランやメリットがなかった 22.5%」、3 位「変更することに不安を感じる 19.6%」であったこと、またその前の平成 30 年 10 月の調査でも令和 2 年 3 月と同順位の理由であったことを考えると、この 1 年で消費者の電力自由化に対する意識が変化し、スイッチングそのものを不安に思う消費者が増えたこととなります。周囲の消費者の声も含め、令和 2 年から 3 年にかけての電力需給ひっ迫が少なからず「不安」に影響しているのではないかと推測します。

2) 電力自由化で消費者が求めてきたものを、後退させてないでください。

2016 年の電力全面自由化の折、消費者からは「新電力に変更すると電気が止まるのではないか」「スイッチングしても本当に大丈夫なのか」などの質問が寄せられ、経済産業省は相談窓口の設置やホームページの FAQ の充実により、消費者に自由化を周知してきました。これにより、「電気料金を安くしたい」「ライフスタイルにあったサービスを提供して欲しい」「再生可能エネルギーなど電源を選びたい」等の消費者の要望に応える新規事業者の参入やメニューの多様化が進んできたものと考えます。

しかし、今冬の需給ひっ迫によるスポット市場価格の高騰により、結果として撤退する新電力が出ていること、また、今回の事象の影響で新電力の電気料金が上昇するのではないか、と大きく報道されたことで消費者は不安に思ったのではないかと考えます。再生可能エネルギーの拡大にも寄与してきた新電力も多いなかで、それらの新電力がダメージを受けたという報道のみであることから新電力にスイッチした消費者や、スイッチングを検討していた消費者にも不安を与えたとすればこれは大変残念なことだと考えます。

確かに、自由競争の市場において、商品選択の責任は消費者側にもあり、消費者の側も、値段の安さだけでなく慎重に事業者を選択する必要があることを学んだわけですが、現在の状況は、電力自由化の目的である、消費者が安心して電気を選択できる状況に逆行していると考えます。

3) 消費者が安心して電気を選べるように市場の環境を整えるという意味からも市場の未熟さにより多大なインバランス料金を払うことになった事業者に戻すことを考えてください。

多くの損失を出した事業者に余剰インバランスを返還せず、仮に電力自由化のなかの自然淘汰として今回の事案を片付けることになれば、不安を感じる消費者は、旧一電に留まることを選択、またスイッチングをすでに行った場合でも、事業継続や料金高騰を心配し、旧一電系に戻ることも想定されます。さらに新電力の体力は低下するという負のスパイラルに陥り、結果として、公平な競争が起こらなくなることで、経過措置料金の解除も、さらに遠のくことになると考えます。

諸外国と違い、そもそも、発電事業者と小売り事業者が完全に分離できていないなかで電力全面自由化が始まったという基本的な問題が継続するなか、消費者が安心して電気を選べる市場を構築するためにも、今回の余剰インバランスは、小売り電気事業者に返還するべきと考えます。

以上